

大田区企画経営部が施行する工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針

1. 基本的考え方

今般、建設業における働き方改革の取組の一環として、自然環境のうち、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び契約金額を変更するものとする。

なお、本運用指針は、大田区企画経営部が施行する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他の関連工事に適用する。

2. 猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

(1) 対象工事

原則として、大田区企画経営部が施行する全ての工事を対象とする。ただし、作業日を指定して行う工事は対象としない。

(2) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

(3) 工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（「大田区の休日に関する条例」第1条第1項に規定する大田区の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、上記（2）に該当する時間を、過去5年間のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

別記の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を設計図書に明示する。

(4) 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記（2）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記（3）において設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び契約金額を変更する。

